

日本とマレーシアの公共工事標準契約約款における契約変更手続に関する比較分析

京都大学大学院工学研究科	学生会員	○大西 正光
International Islamic University Malaysia	非会員	Khairuddin Abdul Rashid
大本俊彦建設プロジェクトコンサルタント	正会員	大本 俊彦
京都大学大学院工学研究科	フェロー	小林 潔司

1. 目的

契約取引は、単に契約書に記される明示的な条項のみによって運用されるのではなく、歴史的に築かれた当事者間の考え方や商習慣、社会的な関係（ここでは暗黙知 (tacit knowledge)¹⁾ と呼ぶ）によっても影響を受ける。建設市場が国際化する中、異国間での建設プロジェクトも増加し、WTO 政府調達協定により国内建設市場にも外国企業が参入する状況において、前提としている暗黙知が契約当事者で異なるために、契約運用において解釈の不一致が多く生じ、紛争が発生する可能性が高まる。したがって、契約書に記されていないローカルの暗黙的な共通認識を明らかにすることは事前に紛争を防ぐ、あるいは国際的なプロジェクトに対応した契約を作成する上で重要である。本研究では、わが国とマレーシアの公共工事で用いられる契約約款を対象として、契約条件書に記された契約変更手続きに焦点を絞り比較分析を行う。

2. 本研究の基本的考え方

建設工事は大規模かつ複雑であり、工期は長期に渡り、また予見不可能な事象の発生は避けられない為に、初期時点において締結した契約の設計条件の変更を行わざるを得ない状況にしばしば遭遇する。起こりうる全ての状況に対してその対処方法を初期契約に記すことが可能であれば問題ではないが、その全てを記述することは現実的に不可能であり、契約は不完備にならざるを得ない²⁾。しかし、一方的な契約変更はいずれの国の契約法においても認められず、契約の変更を可能なものにするためには両者の合意を必要とする。実務上で用いられる契約約款では通常、契約変更の手続き方法（ルール）に関して初期契約において合意する。契約当事者は、お互いに明示された契約に基づいて行動するが、暗黙的な文化、商習慣、社会的関係という共通認識の下で契約書が機能する。このような国や地域による暗黙知の違いは、明示化された契約の比較によって差異を発見することによって推測することが可能である。

日本の公共工事の契約では、公共工事標準請負契約約款（以下、GCW）が用いられる。マレーシアの公共工事では、PWD 約款を使うことが義務づけられている。PWD 約款には、数量単価表（BQ: Bills of Quantities）に基づく PWD 203A と設計図面にに基づく PWD 203 の2種類存在するが、公共土木工事に主に BQ が用いられていることから本研究では PWD 203A を比較分析の対象とする。

3. 契約変更手続きに関する比較分析

(1) S.O. / 監督員の役割

PWD 203A 第2条において、Superintending Officer (以下、S.O.)は工事の監督、指示に対して責任を負うとされる。この約款はその誕生にイギリスの影響を大きく受け、イギリスにおける JCT 契約約款のアーキテクト (The Architect) や ICE 契約約款のエンジニア (The Engineer) と同様の概念を持つ第3者としての監督者・査定者 (S.O.) を設定した。しかしアーキテクトやエンジニアが発注者との契約に基づいて支払いを受け、またそれ故に行動に一定の制約が働くことは避けがたく、発注者の代理人として、また第3者として二重の役割 (Dual Role) を果たさなければならないという立場において中立性・公平性については疑問視され、これまで様々な議論がなされてきた。S.O.にも全く同様の課題が存在する。ところが、マレーシアにおける S.O.はさらに中立・公平性を維持するのに困難な立場に立たされているといえる。なぜならば S.O.は技能や経験ではなく公的ポストに基づいて指名される。このことから S.O.は当然公務員である。イギリスの分野や法律の影響下で作成さ

キーワード 不完備契約, 比較分析, 契約約款, 契約変更,

連絡先 〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻 TEL 075-753-5073

れた契約約款が契約当事者の対峙（Adversarial）を想定して第3者機能を果たすべく導入されたS.O.は、このような条件のもとでは、まさしく発注者である政府の代理人としての業務を果たすほかないと考えられる。しかし、PWD203Aが83年に改定されて以来、このシステムを維持してきたには、ただS.O.が発注者としての代理人として非中立的に機能してきたのではなく、職業意識（Professionalism）と宗教的信念、あるいは非中立的判断に対する請負者の反発がもたらす悪影響を考慮した自重、あるいは若干のアジア的信頼関係等がS.O.を非中立的立場へ傾かせる力を抑制するであろう。

一方、GCWでは、監督員が契約監理を行うが、監督員は完全に政府の代理人としての役割を果たす。第9条2項では甲の権限とされる事項を委任することを明記している。したがって契約変更手続きでは契約当事者間において第三者としての主体は存在せず、2者間のみにおいて変更手続きの決着することになる。この契約約款における公平性の担保は後で触れるように「信義則」の存在である。

（2）PWD203Aの特徴

S.O.が契約変更過程において中立的な立場を取ることが大前提であった。政府の影響とは無関係に自由な立場において判断しなければならない。PWD203Aでは、第5条でS.O.が契約変更に関して絶対的な裁量においてS.O.の指示を出すことができるとしている。ところが、契約条件書の第3条(a)(ii)において、マレーシア政府のFederal Treasuryによる指導により、契約変更がある一定の規模を超過する場合には、それぞれ事前に決められたポストの政府関係者の承認を得なければ契約変更の指示は認められない。契約変更による政府の追加支出が大きければ大きいほど、政府の上位のポストによる承認が必要となる。英国のICE約款や国際的なFIDIC約款におけるエンジニアのような中立的な監督員が存在する場合でも現実には、契約変更において政府の干渉は起こりうるが、契約条件書の条項において政府の干渉を明示している約款は非常に珍しいと言える。この意味において、PWD203Aは、政府と請負者が契約上完全に対等な関係にはない。

（3）GCWの特徴

PWD203Aの第25条(b)は、変更された工事についての計測と評価方法について、ある程度の厳密さを持って取り決められている。また、ICE約款やFIDIC約款においても、同程度の厳密さを持って変更工事の計測と評価方法について記述している。一方、GCW第24条では、請負代金の変更について、「請負代金の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」とある。契約条件書において明示された手続きを見る限り、GCWは際立って変更工事の評価方法が曖昧である。日本の建設契約の特徴として、小林等²⁾は信義則の存在を指摘している。発注者は変更工事の評価に関して立証能力があり、それを請負者も信用しているという信頼関係が存在している状況においては、契約条件書において厳密な手続きを規定することなく契約は運用されうる。ただし、このことはマレーシアに信頼関係が性質していないことを意味しない。PWD203Aにおいても全く性質の異なる工事の変更については交渉によって評価は決定される余地が存在している。しかし、手続き方法の厳密さに関して両契約約款に大きな差異が見られることは確かである。

4. おわりに

本研究では、日本とマレーシアにおける国内公共工事の契約約款について契約変更の手続きに焦点を絞り分析を行った。契約は契約条件書に明示化された条項のみならず、契約当事者の暗黙知によって初めて安定的に運営される。建設市場が国際化する中、暗黙知に基づいた契約運用は困難になる。したがって、それぞれの国における暗黙知を分析することは重要であり、本研究によって明らかになった契約条件書における特徴が、どのような背景から成立したものであるかを明らかにすることがこれからの課題である。

参考文献

- 1) 青木昌彦：比較制度分析に向けて，NTT出版，2001.
- 2) 小林潔司，大本俊彦，横松宗太，若公崇敏：建設請負契約の構造と社会的効率性，土木学会論文集，No. 688/IV-53, pp.89-100, 2001.